

令和 5 年 4 月 28 日

神奈川県議会

関係議員 各位

公益社団法人神奈川県病院協会
会長 吉田 勝 明

神奈川県病院協会政治連盟
委員長 菅 泰 博

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
を活用した医療機関に対する物価高騰対策について

このことについて、次のとおり、神奈川県知事あてに、
医療関係 5 団体の連名で、県として適切かつ 十分な
「医療機関に対する物価高騰対策」を実施するよう、要望
書を提出いたしました。

特に、医療機関においては、光熱費の問題だけでなく、
診療報酬では価格転嫁のできない中で、多くの従事者の賃
金を引き上げなければならないこと、清掃や給食など多くの
業務委託先への値上げ要請にも応じなければならないこ
とから、県での最大限の措置とともに、「診療報酬適正化
について国への働きかけ」について、皆さまの、ご理解と
ご支援を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

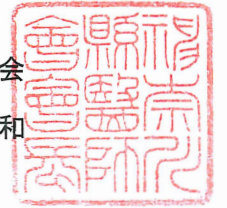


2023年4月20日

神奈川県知事

黒岩祐治様

公益社団法人神奈川県医師会
会長 菊岡正和



公益社団法人神奈川県病院協会
会長 吉田勝明



一般社団法人神奈川県精神科病院協会
会長 竹内知夫



公益社団法人全日本病院協会神奈川県支部
支部長 山本登



一般社団法人日本医療法人協会神奈川県支部
支部長 新納憲司



新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を
活用した医療機関に対する物価高騰対策について（要望）

県民のいのちと健康を守る医療機関の健全な運営を維持するため、
本年3月29日付厚生労働省医政局の6課連名の事務連絡（別添
1）に沿って、国から最大限の臨時交付金を確保するとともに、速やかに
所要の予算措置等を講じ、県として適切かつ十分な「医療機関に対す
る物価高騰対策」を実施するよう求めます。

なお、対策の実施に当たっては、次の点に十分ご配慮・留意していただきたい。

1 価格転嫁できない診療報酬の特殊性

医療機関においては、電気等光熱費の増嵩だけでなく、

- ・ 様々な医療資機材・治療材料、食材等の高騰に加えて、
- ・ 清掃や給食、設備・医療機器等メンテナンスなど、

多くの取引先、委託業者があり、適正な価格引き上げには、真摯に応ずることが求められています。

また、医療従事者に対して適正な賃金のベースアップ等の処遇改善がなければ、人材確保ができなくなり、県民の皆さまへの医療提供そのものが破綻しかねません。

医療提供に必要な費用の増加は、本来は国において診療報酬を臨時改定して対応すべきものですが、今般、昨年に続いて、都道府県に丸投げすることにしたのは甚だ遺憾です。

その是非はともかく、国が例示した推奨事業の中でも、医療機関向け支援は、他の事業者と異なり、支援といいつつ、価格転嫁ができない診療報酬を補う性質のものであることに鑑み、特段のご配慮をお願いします。

2 公平・簡素で合理的な支援

医療機関が負担する経費増は、単純に病床規模にだけ比例するものではなく、機能的な面にも大きく影響されます。支援が、より公平で合理的なものとなるようにお願いします。

また、一方で、申請・交付に関する手続きのため、コロナ禍で疲弊している医療機関にさらに事務負担を求めることは、好ましくないので、昨年度の申請・交付情報を活用するなど、医療現場に極力負担を課さないように支援を進めていただきたい。

3 診療報酬適正化について国への働きかけ

物価高騰は、その原因からして、当分の間、継続することが想定されます。また、人件費を除けば、都道府県などの地域によっ

での差異は大きくないと考えられます。

こうしたことから、1において述べたとおり、「都道府県による支援」ではなく、本来は、国が公定価格である診療報酬を臨時改定するなどの方法で対応すべきことです。

将来に向けては、「支援」として責任回避するのではなく、本来の、「診療報酬の適正化」で解決するよう、他の都道府県とともに、国に対して強く働きかけていただきたい。

参考添付資料

3月29日付 厚生労働省医政局の6課連名の事務連絡

事務連絡
令和5年3月29日

各 都道府県 衛生主管部(局) 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課

医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、本年3月22日に「第8回物価・賃金・生活総合対策本部」が開催され、物価高騰に対する追加策等が示されました。追加策では、臨時交付金の増額・強化として、

- ・ 予備費を活用して臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を積み増しし、
- ・ 電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニューを地方自治体に提示する

こととされ、推奨事業メニューとして引き続き「医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が推奨されるとともに、新たに「特別高圧で受電する施設への支援」についても示されています(別添)。また、このことについて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」(令和5年3月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)が発出されています。

これまで、物価高騰対策については、各都道府県において、医療機関等が新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰のため影響を受けていることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、光熱費、食材料費等の高騰による負担の軽減に向けた取組として、例えば、都道府県においては、

- ・ 病院に対する規模に応じた補助を44自治体で実施
- ・ 有床診療所に対する規模に応じた補助を35自治体で実施

- ・有床診療所に対する定額補助や実負担額に応じた補助を9自治体で実施
- ・無床診療所（歯科診療所を含む。）に対する一律の定額補助や実負担額に応じた補助を42自治体で実施いただくなど、

各自治体における医療機関等の負担の実情を踏まえた取組を行っていただいているところですが、各都道府県及び市区町村の衛生主管部局におかれては、今般の積み増し等を踏まえ、引き続き物価高騰における医療機関等の負担の軽減に向け、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の積極的な活用を検討いただきますようお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線 2623、2620、2609

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

別添

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

○ 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)

○ 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。

② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

6

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</p>

○ 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定 (市町村)
 ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定 (都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（5,000億円）

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
 - ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。
- （注）住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ.推奨事業メニュー（7,000億円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等（飲食店を含む）のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。